

警視庁採用センター運営規程

平成4年1月31日

訓令甲第3号

〔沿革〕平成12年3月訓令甲第17号(い)改正

(目的)

第1条 この規程は、警視庁採用センター（以下「採用センター」という。）の運営について、必要な事項を定めることを目的とする。

(準拠)

第2条 採用センターの運営については、別に定めるもののほか、この規程の定めるところによる。

(任務)

第3条 採用センターは、職員の採用業務を効果的に推進し、有能な人材を確保することを任務とする。

(関係機関等との連絡)

第4条 採用センターは、関係所属、関係道府県警察、関係機関と常に緊密な連絡を保たなければならない。

(所長の責務)

第5条 採用センターの所長は、人事第二課長の指揮を受け、採用センターの事務を掌理し、その適正な運営に努めなければならない。

(職員の勤務制)

第6条 採用センターの職員は、毎日制勤務とする。(い)

(職員の心得)

第7条 採用センターの職員は、常に採用情勢の把握に努め、職員の採用に関する広報及び受験勧奨を積極的に行うとともに、採用業務を適正に推進し、任務の的確な遂行に努めなければならない。

(細部事項)

第8条 この規程を運用するために必要な細部事項は、警務部長が定めるものとする。

附 則

この訓令は、平成4年2月1日から施行する。